

がけ地の近くにお住まいの皆様へ

神奈川県平塚土木事務所長

土砂災害防止法に基づく

「土砂災害警戒区域等」に関する説明会を開催します

日頃より県土整備行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

神奈川県では、土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害特別警戒区域」の指定に向けた基礎調査（急傾斜地の崩壊）を進めています。

このたび、大磯町の基礎調査結果（急傾斜地の崩壊）をお知らせする説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

※土砂災害警戒区域の土地所有者の皆様には、この回覧とは別に、「説明会」のお知らせを「郵送」でお送りいたします。

1 開催場所、開催日時

地区名	開催場所、所在地	開催日時
西久保・黒岩・虫窪 国府新宿・石神台1～3丁目 月京・生沢・寺坂・国府本郷	国府中学校 体育館 (大磯町月京40-1)	令和2年3月8日（日曜日） 10時から11時まで
地区名	開催場所、所在地	開催日時
西小磯・東小磯・大磯 高麗・高麗2丁目	大磯小学校 体育館 (大磯町東小磯3)	令和2年3月8日（日曜日） 15時から16時まで

※事前申込みは不要です。

※駐車台数に限りがありますので、お近くの方は徒歩、自転車等でお越しください。

※説明会の内容は、土砂災害に関するビデオの上映等と基礎調査の結果について、職員が説明します。

※1月下旬に、神奈川県のホームページで「大磯町の基礎調査結果」を公表しますので、ご覧ください。
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sabo/bousai/keikai/341.html>

2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域とは（急傾斜地の崩壊）

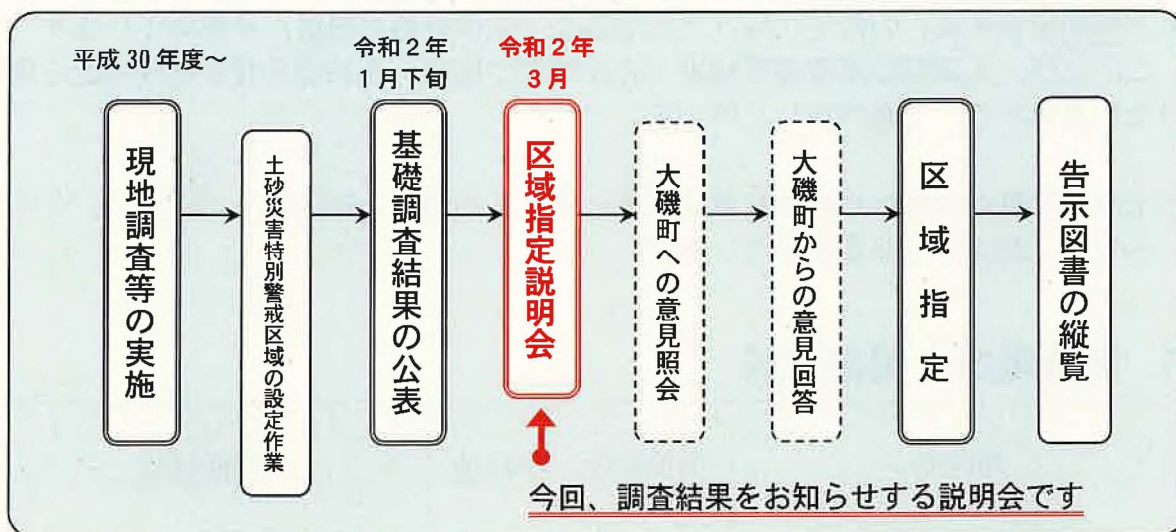
■土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれのある区域で、次の要件で設定します。

- イ 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域
 - ロ がけ地の先端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ がけ地の下端からがけ地の高さの2倍以内の区域
- 大磯町内の土砂災害警戒区域は平成26年度までに指定していますが、土砂災害特別警戒区域の調査に合わせて再調査をしています。

■土砂災害特別警戒区域は、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域で、急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動や堆積による力が通常の建物の耐力を上回ると予想される範囲を設定します。

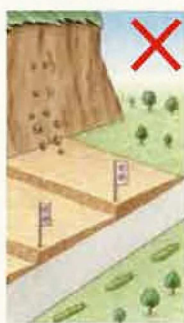
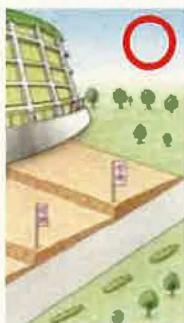


3 現地調査等から区域指定までの流れ

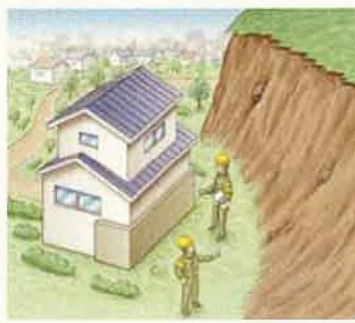


4 今後、土砂災害特別警戒区域に指定された場合

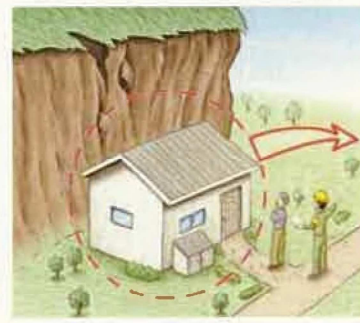
●特定開発行為に対する許可制



●建築物の構造規制



●建築物の移転等の勧告



5 その他

* ご不明な点は、下記まで、お問い合わせください。

■本回覧に記載の説明会等に関すること

神奈川県 平塚土木事務所 工務部 河川砂防第二課
電話 0463-22-2711 (代表) 内線 4216

■土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ
電話 045-210-6511 (直通)

詳しくは、

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>